

利益相反規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラバレーボール協会（以下「本協会」という。）利益相反ポリシー（以下「本ポリシー」という。）に基づき、本協会が定款に定める目的を達成するための事業において、本協会役職員、選手、指導者等の関連当事者（以下、「本協会役職員等」という。）の利益相反を適切に管理（以下「利益相反マネジメント」という。）するために必要な事項を定め、適正かつ効率的な推進を図る事を目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本協会の役職員等に適用する。

2 役職員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 本協会定款第19条に規定する理事・監事
- (2) 本協会が設置・運営する各種委員会委員、各種競技会関係役員
- (3) 本協会定款第31条に規定する事務局職員
- (4) 本協会が委嘱した本協会監督・コーチ等
- (5) 本協会が任命した強化指定選手等

(利益相反取引該当性)

第3条 本協会では、本協会が本協会と取引を行う者（以下「取引相手」という。）との取引において、以下（1）乃至（3）の全てを満たす取引を、利益相反取引に該当する可能性があるものとして、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）による審議対象とする。ただし、本協会役職員等が当該取引に関与せず、かつ、取引相手の選定・取引内容の決定に影響を及ぼすおそれがないことが明らかな場合は除く。

- (1) 本協会が契約当事者となる取引
- (2) 別途定める基準を超える対価を伴う物品の売買または役務の提供に関する取引
- (3) 本協会役職員等、その配偶者又は同居の親族が次の①乃至③に該当する取引、若しくは、本協会役職員等の懇意にする団体が次の①に該当する取引。なお、本規程において「懇意にする団体」とは、本協会役職員等が現在又は過去に雇用され又は所属したことのある会社または団体をいうものとする。
 - ①取引相手
 - ②取引相手の役員（会社にあっては取締役又は執行役、その他の法人にあっては理事）
 - ③取引相手の株式または持分の20%以上を保有

(委員会)

第4条 利益相反マネジメントに関する事項については、コンプライアンス委員会において審議する。

2 委員会に関する必要な事項は、本規程のほか、コンプライアンス委員会規程及び理事会で定める。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反による弊害を抑えるための施策の検討に関する事項
- (2) 利益相反に係る調査及び審査に関する事項

- (3) 利益相反ポリシーに関する事項
- (4) その他利益相反に関する重要事項

(議事)

- 第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立するものとする。
- 2 委員は、自己の利益相反に係る議事には加わることはできない。
 - 3 審議対象取引が本協会として許容できない利益相反には当たらない場合は、出席委員のうち前項の委員を除く委員（以下、「議決権を行使できる委員」という。）の過半数の賛成をもって決する。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

(委員以外の者の出席)

- 第7条 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(判断基準)

- 第8条 本協会役職員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合は、委員会は、本協会としてこれを許容できないものと判断する。本協会役職員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱したと判断する基準は、次の各号に掲げる場合とする。
- (1) 本協会役職員等が本協会の職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に判断できる場合
 - (2) 本協会役職員等が、本協会における職務活動よりも外部活動を優先させていると客観的に判断できる場合
 - (3) 当該取引により、本協会の社会的責任が果たされないと客観的に判断できる場合

(理事の利益相反取引)

- 第9条 本規程の定めに関わらず、理事は、原則として、一般社団及び一般財団法人に関する法律法第197条により準用される同法第84条1項各号に規定する取引を行ってはならない。但し、本協会理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

(不服申し立て)

- 第10条 利益相反マネジメントに関する審議決定事項について不服がある場合は、決定後書面を受け取ってから14日以内に書面で申し立てを行うことが出来る。
- 2 不服申立の審査請求を受けた場合には、代表理事は不服申立委員会を設置することができる。
 - 3 不服申立委員会は可及的速やかに委員会を開催し、審査して、審査請求受領後、原則として1か月以内に不服申し立てに対する処分内容を決定する。

(秘密の保持)

- 第11条 委員及び委員会に出席を求められた者は、当該委員会の業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

- 第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。
- 2 この規程の改廃は、理事会の議決による。

(附則)

1 この規程は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。